

議案第15号

西海市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

西海市水道事業給水条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(西海市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 西海市水道事業給水条例（平成17年西海市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が都道府県知事若しくは他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事若しくは他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(西海市下水道条例の一部改正)

第2条 西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が都道府県知事又は他の市

町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（西海市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 西海市浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（排水設備工事の施行）

第4条 排水設備の更新などの工事は、西海市排水設備指定工事店（西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）第8条第1項に定める指定工事店をいう。）でなければ施行してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が都道府県知事又は他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新旧対照表

## 西海市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

## (第1条) 西海市水道事業給水条例の一部改正

新	旧
<p>西海市水道事業給水条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第230号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が都道府県知事若しくは他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事若しくは他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第9条～第42条 (略)</p>	<p>西海市水道事業給水条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第230号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第9条～第42条 (略)</p>

(第2条) 西海市下水道条例の一部改正

新	旧
<p>西海市下水道条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年12月26日 西海市条例第65号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、指定工事店でなければ行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が都道府県知事又は他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第53条 (略)</p>	<p>西海市下水道条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年12月26日 西海市条例第65号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第53条 (略)</p>

(第3条) 西海市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市浄化槽の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第214号</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(排水設備工事の<u>施行</u>)</p>	<p>西海市浄化槽の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第214号</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(排水設備工事の<u>施工</u>)</p>

新	旧
<p>第4条 排水設備の更新などの工事は、<u>西海市排水設備指定工事店（西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）第8条第1項に定める指定工事店をいう。）</u>でなければ<u>施行</u>してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が都道府県知事又は他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>第5条～第17条 （略）</p>	<p>第4条 排水設備の更新などの工事は、西海市排水設備指定工事店でなければ<u>施工</u>してはならない。</p> <p>第5条～第17条 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。